



山形県公報

平成22年3月30日（火）

号 外（5）

目 次

規 則

○山形県県税規則の一部を改正する規則……………（税 政 課）… 1

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「総合支庁等」を「総合支庁」に改め、同条第2項中「自動車取得税及び」を削り、「にあつては自動車税事務所」を「（条例第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの及び同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するものを除く。）にあつては納税義務者の住所又は所在地を所管する総合支庁（納税義務者の住所又は所在地が県外に所在するものにあつては、村山総合支庁）」に改め、「総合支庁」を「総合支庁（自動車取得税に係るもの及び自動車税に係るもの（条例第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの及び同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するものに限る。）であつて、課税地が最上総合支庁及び置賜総合支庁の所管区域内に所在するものについては、村山総合支庁）」に改める。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第4項中「又は自動車税事務所長」を削る。

第4条第2項中「とし、自動車取得税又は自動車税に係る徴収金の賦課徴収に関する文書等の様式のうち、これらの様式中に「何総合支庁」とあるのは「自動車税事務所」と、「何総合支庁長」とあるのは「自動車税事務所長」と、「何総合支庁出納員」とあるのは「自動車税事務所の出納員」」を削る。

第11条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロ中「、総合支庁長又は自動車税事務所長」を「又は総合支庁長」に改める。

第17条第1項中「、総合支庁長又は自動車税事務所長」を「又は総合支庁長」に改め、同条第2項中「、自動車取得税及び自動車税に係るものにあつては自動車税事務所長が」を削る。

附則第11項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、「、別記第73号の2様式」を削る。

別表1通則及び賦課徴収の項中「納税通知書（県たばこ税・狩猟税・軽油引取税）」を「納税通知書（県たばこ税・軽油引取税・狩猟税）」に、「自動車税減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（車検用）」を「自動車税減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、

「納付通知書（自動車税）」	第20号の2様式	法第11条第1項	
納付（納入）催告書	第21号様式	法第11条第2項	を
納付催告書（自動車税）	第21号の2様式	法第11条第2項	」
「納付（納入）催告書	第21号様式	法第11条第2項	」に、
「自動車税催告書、徴収	第73号の2様式	第17条第2項	
引継通知書			を
納税証明（請求）書	第74号様式	法第20条の10	」
「納税証明書	第74号様式	法第20条の10	」に、「納税証明請求書（決議書）、納税証明書」を「納税証明書」に、「自動車税納税証明書交付請求書」を「納税証明請求書」に、

「自動車税納税証明書（継続検査用）交付請求書	第77号様式	「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付請求書	第77号様式
「自動車税納税証明書（継続検査用）」	第77号の2様式	「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」	第77号の2様式
「自動車税納税証明書（車検用）」を「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、			
「受付・納税済印	第84号の2様式	第21条第2項	」を
「領収日付印	第84号の2様式	第21条第1項	に、
「受付・納税済印	第84号の3様式	第21条第2項	」
「自動車税督促状（兼徴収引継通知書）」を「自動車税督促状」に改め、「及び第17条第2項」を削り、同表2 県民税の項中			
「個人県民税加算金内訳書	第93号様式別表3	第24条	」を
「個人県民税加算金内訳書	第93号様式別表3	第24条	
個人県民税の本税の不能欠損額内訳書	第93号様式別表4	第24条	に改め、同表7 自動車
個人県民税の特例計算内訳書	第93号様式別表5	第24条	」
税、自動車取得税の項の次に次の1項を加える。			
7の2 軽油引取税			
仮特約業者指定通知書	第164号の12様式	第34条第1項	
仮特約業者指定取消通知書	第164号の13様式	第34条第2項	
特約業者指定通知書	第164号の14様式	第35条第1項	
特約業者の指定申請棄却通知書	第164号の15様式	第35条第2項	
特約業者指定取消通知書	第164号の16様式	第35条第3項	
特別徴収義務者指定通知書	(第114号様式)	第36条	
納入申告書(㍑)欄の数量を証する書類	第164号の17様式	第37条	
受領した免税証の内訳書	第164号の18様式	第37条	
軽油引取税特別徴収義務者登録申請書	第164号の19様式	条例第131条の5第1項	
軽油引取税特別徴収義務者登録済通知書	第164号の20様式	条例第131条の5第3項	
何税に係る登録事項の変更申請書 休止・再開届出	(第117号様式)	条例第131条の5第4項	
軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書	第164号の21様式	条例第131条の5第5項	
軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書	第164号の22様式	条例第131条の5第7項	
特別徴収義務者登録証票再交付申請書	(第119号様式)	条例第131条の5第9項	
免税軽油所要数量計算書（船舶用）	第164号の23様式	法第144条の21第1項	
免税軽油所要数量計算書（農業用）	第164号の24様式	法第144条の21第1項	
免税軽油所要数量計算書（鉱業用、その他用）	第164号の25様式	法第144条の21第1項	
免税軽油使用者証書換・再交付申請書	第164号の26様式	条例第131条の6第4項及び第5項	
免税軽油使用者証受領書	第164号の27様式	第40条	
免税軽油使用者証の返納書	第164号の28様式	条例第131条の6第4項	
免税証の返納書	第164号の29様式	条例第131条の7第8項	

軽油引取税免税証受領書	第164号の30様式	第40条の 2
徴収不能額の還付決定 納義務免除	第164号の31様式	法第144条の30第 3 項
通知書		
軽油引取税還付申請書	第164号の32様式	条例第131条の12第 2 項及び第40条の 4
軽油引取税還付申請書 納義務免除	第164号の33様式	条例第131条の13第 1 項及び第40条の 4
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合の承認申請書	第164号の34様式	条例第131条の14第 1 項
免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認書	第164号の35様式	条例第131条の14第 2 項
免税証（免税軽油使用者証）返納命令書	第164号の36様式	法第144条の21第 4 項
何税更正・決定・加算金決定・納額通知書	（第122号様式）	法第13条、法第144条の44第 4 項、法第144条の47第 5 項及び法第144条の48第 4 項
不申告加算金決定・納額通知書	（第123号様式）	法第13条及び法第144条の47第 5 項

別表10軽油引取税の項を削る。
別記第 2 号様式（裏）中

- 「
 - 1 県指定金融機関（山形銀行本・支店・出張所）又は県指定代理金融機関（荘内銀行本・支店・出張所）
 - 2 県内にある県収納代理金融機関（各銀行・信託銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
 - 3 山形県その他東北各県内の郵便局
 - 4 総合支庁」

を

- 「
 - 1 県指定金融機関（山形銀行）
 - 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
 - 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
 - 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
 - 5 総合支庁
 - 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア」

に改め

る。
別記第 2 号の 2 様式中

この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく左記の総合支庁長を経由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
---------------------------	---

を

この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく左記の総合支庁長を経由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
納 付 場 所	
1 県指定金融機関（山形銀行） 2 県指定代理金融機関（荘内銀行） 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局 5 総合支庁 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア	

に改める。

別記第4号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

課税の根拠となつた法律及び条例	表記の税額は、地方税法第 条及び県税条例第 条の規定に基づいて課税されたものです。
納期限までに納付しなかつた場合に採られる措置	納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した額の延滞金を徴収します。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。 なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
納 付 場 所	
1 県指定金融機関（山形銀行） 2 県指定代理金融機関（荘内銀行） 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局 5 総合支庁	

別記第5号様式（表）中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式（裏）中「自動車税事務所長」を「総合支庁長」に、

納 付 場 所	1 県指定金融機関（山形銀行本・支店・出張所）又は県指定代理金融機関（荘内銀行本・支店・出張所） 2 県内にある県収納代理金融機関（各銀行・信託銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 3 山形県その他東北各県内の郵便局 4 総合支庁又は自動車税事務所 5 特に事情があつて県外から納付される場合は、山形県内に本・支店のある金融機関で納めていただくか（送金手数料がかかる場合があります。）、総合支庁又は自動車税事務所あてに本書を同封の上現金書留で郵送してください。	を
---------	---	---

納 付 場 所		
1 県指定金融機関（山形銀行） 2 県指定代理金融機関（荘内銀行） 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局 5 総合支庁 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア	に	

改める。

別記第5号の2様式（表）中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式（裏）中

この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の自動車税事務所長を経由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	を
---------------------------	--	---

この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	に
---------------------------	---	---

納 付 場 所

- 1 県指定金融機関（山形銀行）
- 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
- 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
- 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- 5 総合支庁
- 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

改める。

別記第5号の3様式（表）中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納 付 場 所

- 1 県指定金融機関（山形銀行）
- 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
- 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
- 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
- 5 総合支庁
- 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

別記第11号様式の注書を次のように改める。

（注）1 個人事業税、不動産取得税、自動車税及び鉾区税に係る納付書については、「申告加算金」及び「重加算金」の欄を削除することができるものとする。

2 この様式を県税の収納の事務の委託を受けたコンビニエンスストアにおいて納付できるものとして使

用する場合は、

取りまとめ 機 関		領収済日付印
(郵便番号)		

とあるのは

（山形県控）

」

CVS収納用		
		領収済日付印
収納代行	取りまとめ機関	
	(郵便番号)	

と、「(金融機関・郵便局控)」とあるのは「(金融

(山形県・CVS本部控) 」
 機関・郵便局・CVS店舗控)」と書き換えるものとする。

別記第11号の3様式中

0	1	2	税 額	十 万 万 千 百 十 一	円	
3	4	5				
6	7	8		延 滞 金		
9	この字体で記入 してください。			合 計		
代納		納 期 限	年 月 日			

を

0	1	2	税 額	十 万 万 千 百 十 一	円	
3	4	5				
6	7	8		延 滞 金		
9	この字体で記入 してください。			合 計		
			納 期 限	年 月 日		

に、「山形県自動車税事務所」を

「山形県何総合支庁」に改め、同様式に次の注書を加える。

(注) この様式を県税の収納の事務の委託を受けたコンビニエンスストアにおいて納付できるものとして使用す

る場合は、

備 考	(金額の訂正はできません。)	
	領収済日付印	
	取りまとめ機関	
	(郵便番号)	

とあるのは

(山形県控) 納税通知書分」

(金額の訂正はできません。)		
CVS収納用		
		領収済日付印
収納代行	取りまとめ機関	
	(郵便番号)	

と、「(金融機関・郵便局控)」とあるのは「(金融機関

(山形県・CVS本部控) 納税通知書分」
・郵便局・CVS店舗控)」と書き換えるものとする。

別記第11号の4様式中

山 形 県 自 動 車 税 事 務 所 を

山 形 県 何 総 合 支 庁

に、「上記の金額を」を「上記のとおり」に改め、同様式に次の注書

を加える。

(注) この様式を県税の収納の事務の委託を受けたコンビニエンスストアにおいて納付できるも

のとして使用する場合は、

取りまとめ 機 関		領収済日付印
	(郵便番号)	

とあるのは

(山形県控)

CVS収納用		
		領収済日付印
収納代行	取りまとめ機関	
	(郵便番号)	

と、「(金融機関・郵便局控)」とあるのは「(金融機

(山形県・CVS本部控) 納税通知書分」
・郵便局・CVS店舗控)」と書き換えるものとする。

別記第11号の5の2様式中 「

	53
--	----

 特定投資法人の投資口の配当等 を
」

「

	53
--	----

 特定投資法人の投資口の配当等

に改める。

	54
--	----

 源泉徴収選択口座内配当等
」

別記第14号の2様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第14号の4様式中 「

	特定投資法人の投資口の配当等	円	円
--	----------------	---	---

 を
」

「

特定投資法人の投資口の配当等	円	円
源泉徴収選択口座内配当等	円	円

 に改める。
」

別記第15号の4様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第16号の2様式（表）中 「年度 自動車税減免決定通知書
兼納税を要しない旨の証明書（車検用）」を

「年度 自動車税減免決定通知書

兼納税を要しない旨の証明書 に、「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様
（継続検査・構造等変更検査用）」

式（裏）中「自動車税事務所長」を「総合支庁長」に改める。

別記第20号の2様式及び別記第21号の2様式を削る。

別記第61号様式（表）中「山形県自動車税事務所長」を削る。

別記第61号の2様式（表）中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第61号の3様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第73号様式中 「

年度	期月

 を
「

課税 番号	年度	期月

 に改め、「県内にある」を削
」

り、「郵便局」を「山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」に、

「2 納付（納入）書は、納付場所に備え付けてありますから利用してください。

3 ※欄の金額は、この通知書作成の日までのものです。

4 この通知書の送達前に金融機関に完納された場合であつても、金融機関から当所への通 を

知に日時を要するため、行き違いにこの通知書が送付されることがありますから、御了承
ください。」

「2 ※欄の金額は、この通知書作成の日までのものです。

3 この通知書の送達前に金融機関に完納された場合であつても、金融機関から当所への通
知に日時を要するため、行き違いにこの通知書が送付されることがありますから、御了承
ください。」に改める。

別記第73号の2様式を削る。

別記第74号様式中「納 税 証 明（請 求）書」を「納 税 証 明 書」に改め、「山形県何総合支庁長
殿」を削り、「住（居）所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
④」を「納税義務者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名」に、

「 証明書の 使用目的		証明書の 請求枚数	枚 を
-------------------	--	--------------	--------

上記の目的の使用するため、下記の証明を請求します。」

「 証明書の 使用目的		に改め、同様式の注
-------------------	--	-----------

書中「（請求）」を削る。

別記第75号様式及び別記第72号の2様式を次のように改める。